

（案）

令和7年 月 日

横浜市会議長

鈴木 太郎 様

大都市行財政制度特別委員会

委員長 川 口 広

大都市行財政制度特別委員会中間報告書

本委員会の付議事件に関して、活動の概要を報告します。

## 1 付議事件

大都市制度の早期実現を図るとともに、その実態に対応する行財政制度の確立を目的とし、これを強力に促進すること。

## 2 活動内容・意見等

### (1) 令和6年6月10日 委員会開催（第1回）

#### ア 議題

##### (ア) 令和6年度の委員会運営方法について

令和6年度の委員会運営方法について協議し、住民目線で付議事件全体について包括的に調査・研究すること等を決定した。

##### (イ) 新たな大都市制度の創設に向けた検討状況等について

政策経営局から説明を聴取し、質疑を行った。同局からは、新たな大都市制度の創設に向けたこれまでの本市の主な取組や国等の動向について、説明があった。

##### (ウ) 指定都市の「令和7年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）」について

政策経営局から説明を聴取し、質疑を行った。同局からは、白本の目的や本年度の進め方、提案事項案等について、説明があった。

#### イ 委員意見概要

- ・ 地方分権が大きく進展したのは近年のことで、それ以前は上下関係が強かった。災害救助法についても、平成31年に救助実施市となり、自ら判断することができるようになった。対立するという意味ではないが、地方自治体が自ら判断したことに対し、国には従ってもらうということが大都市制度の大きな枠組みの在り方であると考え、地方自治体の動きと国の動きとを区別して丁寧に議論を進めるべき。
- ・ 様々な権限が県から市に移管されているが、住民目線での変化が明確ではないため、大都市制度に関する地域住民との議論が進まず、住民が自分事として捉えにくいことが問題である。エポックメイキングとなるような形ができないと、住民の議論も起こらず、国も県も真剣に捉えることがないという気がしている。そのため、機運醸成に当たっては、特別市にしない

と将来大変なことになるという危機感を共有する必要があることから、分かりやすく説明しやすい広報をお願いしたい。

- ・本委員会で長年議論し、課題を整理してきたところであるが、市議員間でも課題認識や切迫感を引き続き共有していくことが必要である。一方で、国会議員との間には温度差があると感じる。本市選出の国会議員や神奈川県議会議員とも課題認識を共有し、特別市の法制化を進めるための意識を高める必要がある。また、市民と課題認識を共有するためにも、市と区の役割分担や制度の変化、分権の在り方を分かりやすく説明する必要があるため、議論を進める中で、これらの点を意識して取り組んでいきたい。
- ・本委員会における財政要望の内容は妥当なものであり、国の考え方を改める必要があると考えていることから、毎年の要望活動に参加している。一方で、制度改正を伴う本委員会の意義に対しては懐疑的に思っている。近年の権限移譲や税源移譲等の前進面も理解はするが、大都市制度を推進し続けるコストとの兼ね合いや、現在の方向性が妥当かどうかについては懐疑的な見解であるため、一石を投じていきたい。
- ・神奈川県は特別市構想に対し、財政面で現行水準での行政サービス提供が困難になる可能性や、県民及び市民の費用負担の増加を指摘しているが、財政調整は本来国の役割であり、県の見解には誤解があると感じている。本年の委員会運営方針として、住民目線で包括的に調査・研究することは時宜を得たテーマであると考えている。また、特別市の法制化に向けては、各党内での議論が重要であると考えており、指定都市の意見が党内で通りづらい現状を改善する必要がある。あわせて、本市と神奈川県との関係を深めることも重要である。一般市選出の県議会議員の中には、特別市を歓迎する意見もあるが、神奈川県組織全体では批判的な意見も存在している。県内では住民を巻き込んだ動きがあることから、住民への説明と理解の促進を進めていく必要がある。
- ・本市と神奈川県との関係性は深めていかなければならない。一方で、特別市は国の在り方に関する非常に重要な構想であるため、全国の指定都市がある道府県において、どのような環境や整備が望まれているか、また、指定都市のない県にもどのような影響が及んでいくのかということについて

も、責任を持って考えていく必要があると考えている。国において地方自治法の一部改正の案が議論されているが、非常時における国から地方自治体への指示権については、特別市構想が脅かされる可能性があると感じている。議論の結果は踏まえつつ、国や県との関係性の中で最大限市民の命を守れるような取組の推進を強く要望する。

(2) 令和6年8月5日 委員会開催(第2回)

ア 議題

(ア) 新たな大都市制度の創設に向けた検討状況等について

政策経営局から説明を聴取し、質疑を行った。同局からは、市民向け説明会や広報活動、国への本市独自要望、指定都市市長会の取組について、説明があった。

(イ) 指定都市の「令和7年度大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望(通称:青本)」について

財政局から説明を聴取し、質疑を行った。同局からは、青本の目的や背景、国の動向、要望事項案、本年度の進め方等について、説明があった。

イ 委員意見概要

- ・本市は最大の人口を抱える指定都市であるため、特別市制度においていかに民主的正当性を得られるのかが課題である。多様な大都市制度の実現に向けた新たな提言(素案)の取りまとめに当たっては、第30次地方制度調査会で指摘された点が深掘りされた素案が出てくるように取り組んでほしい。
- ・自治会町内会を対象にした説明会が行われているが、自治会町内会に入っていない住民等にも広く周知する必要がある。特に、これから主体者となる若い世代を中心に、出前説明会やシンポジウムを通じて、幅広く制度周知の機会を提供する必要がある。選挙制度などもそうであるが、民主主義の在り方についての認識を深める機会を提供することが必要と考える。
- ・他の指定都市の議員とよく意見交換をするが、なかなか特別市にフォーカスされない。また、大都市問題に対する国や政党の優先度は低いと感じる。住民の機運醸成と特別市の法制化という両輪がしっかり回るように、メリット等の可視化やウィン・ウィンとなるような関係をどのように表現して

いくかが重要と考える。

- ・総務省によると、本市のふるさと納税による流出額は305億円で全国1位となっているほか、上位には指定都市が多く入っており、大都市特有の問題と捉えることができる。ふるさと納税制度自体は悪い制度ではないが、地方自治体がしっかり対応しないと手遅れとなる可能性がある。特に本市の場合、305億円の流出額に対して75%の交付税措置を受けたとして、76億円の減収となるため、対応が必要と考える。

### (3) 令和6年9月27日 委員会開催(第3回)

#### ア 議題

(ア) 指定都市の「令和7年度大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望(通称:青本)」について

財政局から説明を聴取し、質疑を行った。同局からは、指定都市財政担当局長会議において取りまとめられた青本の最終案が提示されたほか、今後の進め方や党派別要望活動について、説明があった。

(イ) 新たな大都市制度の創設に向けた検討状況等について

政策経営局から説明を聴取し、質疑を行った。同局からは、特別市に関する説明会の実施状況や「特別市」シンポジウムの開催、県内三政令市の市長・正副議長懇談会について、説明があった。

(ウ) 国に対する要望活動について

要望活動の実施及び要望書の作成方法について協議し、実施することを決定した。

#### イ 委員意見概要

- ・青本については、大都市財政についての国に対しての要望となるため、当局にもしっかりと取り組んでいただきたい。また、これからの選挙に向けて、各政党のマニフェストに大都市制度の拡充を含めるよう働きかける必要があると考えている。党の取組が不十分であることは反省しつつ、我々もしっかり取り組んでいきたい。
- ・大都市制度も同様であるが、財政に関する議論は住民には実感として伝わりにくい。例えば、税源配分の変更によって住民に具体的な利益が伝わるようにする等、財政に関することだけでなく、住民サービスの目標を明

確にすることで、住民の議論を活性化していく必要がある。

- ・住民に対する特別市制度の説明において、一層制という言葉を使う際には、正確な情報提供をお願いしたい。特に、諸外国の事例を紹介する際には、より正確な情報提供を要望する。
- ・特別市制度を実現するためには、住民のほかに、県の理解も重要である。他県職員との意見交換では、指定都市の特別市制度の要望について、財源や権限を求めるだけでは、客観的にはおいしいとこ取りのように見えるとの指摘のほか、広域的な連携と共存共栄を目指したかじ取りを行うべきではないかとの指摘があった。精緻な議論、積み上げはしっかりと進めていると思うが、引き続き、分かりやすい説明の工夫もお願いしたい。

#### (4) 令和6年12月4日 委員会開催(第4回)

##### ア 議題

##### (ア) 新たな大都市制度の創設に向けた検討状況等について

政策経営局から説明を聴取し、質疑を行った。同局からは、特別市に関する説明会の実施状況や「特別市」シンポジウムの開催、国の制度及び予算に関する提案・要望書及び要望活動、指定都市市長会の取組について、説明があった。

##### (イ) 国に対する要望活動について

要望書(案)の内容について協議し、案のとおり決定した。

##### イ 委員意見概要

- ・特別市に関する説明会については、重要な取組であるため、事前の情報提供をお願いしたい。
- ・人口減少時代を見据えた多様な大都市制度の早期実現に関する提言(素案)において、住民との連携の在り方や民主主義の発展、住民代表機能の仕組みづくり等が描かれていないことに不安を感じている。住民への説明の際には、これらの点も含めて意見を求めるようお願いしたい。
- ・港南区のシンポジウムは、説明内容が非常に分かりやすかった。具体例や画像を多用した説明が効果的で、住民視点の疑問にも市長が答える形で進めていた。説明を聞くと関心が深まる住民は多くいると思うので、この内容を映像化するなど、住民に広く伝えていくことを考えていただきたい。

- ・特別市制度の実現には法制化自体が不可欠であり、国会議員の認識も深まっていない現状においては、要望活動を継続することが重要であり、二重行政や不十分な税制上の措置の解消、次期地方制度調査会における大都市制度改革議論の推進等がまとまった要望書を提出すべき。
- ・税財源配分が国と地方とで不公平な状況を是正することは必要なことであるが、大都市制度を推進することとは別問題であり、体制を維持し、予算をつけ続けることはまだ住民理解が得られないと考えているため、要望書を提出する必要はないと考える。

(5) 令和7年1月14日、22日 要望活動実施

要望書の内容に基づき正副委員長において要望活動を行った。総務大臣への要望に際しては、議長も同行した。

ア 要望内容

特別市の法制化に関する要望

イ 総務省

(ア) 対応者

村上 誠一郎 総務大臣

(イ) 当日の概要

総務大臣に要望書を手交した。同大臣からは、横浜市会としての特別市の法制化の要望をしっかりと受け止める旨のコメントがあった。

ウ 衆議院総務委員会及び参議院総務委員会

(ア) 対応者

竹内 譲 衆議院総務委員長

宮崎 勝 参議院総務委員長

(イ) 当日の概要

衆議院総務委員長及び参議院総務委員長に要望書を手交した。衆議院総務委員長からは、「県と政令指定都市の権限の在り方は以前から課題として認識しており、なかなか対応が難しい問題である。本日の話を伺って現行制度における課題認識について理解が深まった。いただいた要望をしっかりと受け止めて、今後検討していきたい。」とのコメントがあった。参議院総務委員長からは、「大都市の課題への対応に関するワーキンググル

ープが総務省に設置され、特別市制度も含めて議論されると承知している。踏み込んだ話し合いが行われることを期待しており、その議論も踏まえて、引き続きしっかりと検討していきたい。」とのコメントがあった。

(6) 令和7年2月5日 委員会開催（第5回）

ア 議題

(ア) 新たな大都市制度の創設に向けた検討状況等について

政策経営局から説明を聴取した。同局からは、国の検討状況や指定都市市長会シンポジウムの開催、特別市に関する説明会の実施状況、高圧ガス保安法に係る事務・権限の移譲について、説明があった。

(イ) 特別委員会中間報告書構成（案）について

本委員会の中間報告書構成（案）の内容について協議した。

(7) 令和7年4月22日 委員会開催（第6回）

当日の概要を記載

3 指定都市税財政関係特別委員会による青本要望

大都市財政の実態に即応する財源の拡充について要望を行った。

- (1) 自由民主党所属国会議員に対する要望（令和6年11月20日実施）
- (2) 公明党所属国会議員に対する要望（令和6年11月14日実施）
- (3) 立憲民主党所属国会議員に対する要望（令和6年11月25日実施）
- (4) 日本維新の会所属国会議員に対する要望（令和6年11月28日実施）
- (5) 日本共産党所属国会議員に対する要望（令和6年11月21日実施）
- (6) 国民民主党所属国会議員に対する要望（令和6年11月15日実施）



#### 4 まとめ

- ① 本年度は、住民目線で付議事件全体について包括的に調査・研究することとし、これまでの大都市制度の検討状況や住民目線による特別市の法制化の必要性、国に対する要望活動の現状等について、当局から説明を聴取し、意見を交わしてきた。
- ② 現行の指定都市制度は、暫定的な制度として創設されてから65年以上が経過し、道府県との二重行政や不十分な税制上の措置など、多くの課題を抱えている。これまでも、国の施策及び予算に関する提案（白本）や大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（青本）等による国への要望活動のほか、県費負担教職員の給与負担等の道府県から指定都市への移譲や災害救助法に基づく救助実施市の指定など、指定都市制度の課題を解消するために様々な取組が行われてきているが、課題を抜本的に解決するためには、特別市制度の実現が有効である。
- ③ 特別市は、市民サービスの向上はもとより、圏域の発展や日本の国際競争力強化によって、その効果を国内に広げ持続可能な地域社会の実現を図るものである。
- ④ 大都市を取り巻く様々な課題解決を新たな飛躍のチャンスと捉え、将来を見据え、日本全体の成長力を高め、経済を活性化していくために、地方創生を推進するとともに、大都市が持つ力を最大限発揮できる特別市の早期法制化の実現に向けた取組を引き続き進めていく必要がある。
- ⑤ 加えて、特別市制度の実現に向けては、住民や国、県、近隣自治体といった様々なステークホルダーの理解促進をより一層加速させていくことが欠かせない。
- ⑥ まず、住民に対しては、特別市制度に関する議論を自分事として捉えていただくため、シンポジウムや市民向け説明会の開催、広報冊子の発行等において、特別市になるとどのような効果があるのか、また、特別市にならないとどのような支障があるのかなど、メリットやデメリットを伝えるとともに、分かりやすい広報の工夫が重要である。なお、不特定多数の住民に対して発信することができるよう、直接的な対話だけではなく、ウェブ会議方式の併用やSNSによる発信など、デジタル技術の活用も積極的に検討していく必要があると考え

られる。

- ⑦ 次に、国に対しては、総務省のワーキンググループにおいて特別市制度も含めた議論がされており、その動向を注視するとともに、国に対する要望活動と併せて、指定都市の現状や課題を発信し、真に必要な制度や政策について、国会議員の理解を深めてもらうことを市長、議員共に推進し続けていく必要がある。
- ⑧ 最後に、県や近隣自治体に対しては、特別市の法制化を進める上で、県と課題認識を共有し、協議を前に進めるための取組をより推進していくとともに、近隣自治体に対しても、水平・対等な関係で圏域全体の行政サービスの維持・向上等が図られるよう、連携を強化していくことが必要である。
- ⑨ そうした中、本委員会としても、令和4年度及び5年度に引き続き、特別市の法制化に関する要望書を国に提出することを決定し、令和7年1月14日には、本市会議長同席の下、総務大臣に対し、また、同月22日には、衆議院総務委員長及び参議院総務委員長に対し、それぞれ要望書を手交したところである。
- ⑩ 引き続き、様々な取組を加速させていくことで、特別市制度の早期法制化に向けた機運をさらに高めるとともに、より一層住民目線での制度実現を目指していくことが重要である。

## 5 別添資料

特別市の法制化に関する要望書

(注：記載されている肩書・名称等は当時のものである)

○ 大都市行財政制度特別委員会名簿

委員長	川口	広	(自由民主党)
副委員長	竹野内	猛	(公明党)
同	田中	ゆき	(立憲民主党)
委員	青木	亮祐	(自由民主党)
同	清水	富雄	(自由民主党)
同	伏見	幸枝	(自由民主党)
同	増永	純女	(自由民主党)
同	横山	正人	(自由民主党)
同	尾崎	太	(公明党)
同	福島	直子	(公明党)
同	田中	紳一	(日本維新の会・無所属の会)
同	古谷	靖彦	(日本共産党)
同	興石	かつ子	(無所属)
同	荻原	隆宏	(横浜の風)
同	長谷川	えつこ	(長谷川えつこ)

# 特別市の法制化に関する要望書

令和7年1月

横浜市会

横浜市会は、昭和22年5月の地方自治法施行に伴い、特別市制が法律に規定されたことを受け、特別市制促進実行委員会を設置して以来、半世紀以上に渡り、地方制度の調査とその改善促進を目指すとともに、大都市横浜にふさわしい新たな大都市制度の早期実現と、その実態に対応する税財政制度の確立に向けて議論を積み重ねてきました。

平成23年12月には、第30次地方制度調査会において大都市制度のあり方について審議が進められていくこと等を踏まえ、国における制度改革を働きかけるために、特別市の創設を強く要望する「新たな大都市制度である「特別自治市」創設に関する決議」を議決し、議決機関の立場として横浜市会の意思を明確に示しました。

平成24年8月には「大都市地域における特別区の設置に関する法律」が成立し、地域の実情に応じた大都市制度の特例として道府県に特別区を設置することが可能になった一方、特別市については法制化に至っておらず、横浜市をはじめとする大都市が地域の実情に応じた多様な大都市制度を選択できない不均衡な状況が今日まで継続しています。

この間も横浜市会は、令和3年6月に「特別自治市制度の早期実現を求める意見書」を議決し、衆参両議院議長や内閣総理大臣等に提出しているほか、令和4年2月には、改めて、国等における特別市の早期実現に向けた取組を加速させることを強く要望する「「特別自治市」の早期実現に関する決議」を議決しました。

また、令和6年9月に、神奈川県内三政令市（横浜市・川崎市・相模原市）の市議会正副議長及び市長による懇談会を開催し、特別市の法制化の早期実現を目指す取組推進の共同メッセージを発出しました。

特別市は、市民サービスの向上はもとより、圏域の発展や日本の国際競争力強化によって、その効果を国内に広げ持続可能な地域社会の実現を図るものです。

大都市を取り巻く様々な課題解決を新たな飛躍のチャンスと捉え、将来を見据え、日本全体の成長力を高め、経済を活性化していくために、地方創生を推進するとともに、大都市が持つ力を最大限発揮できる特別市の早期法制化の実現に取り組むべきです。

特別市の実現に向けては、国会において立法化されることが必要です。ついでには、特別市の法制化に関し、次の事項の実現を強く要望します。

令和7年1月14日

衆議院議長	額賀福志郎様
参議院議長	関口昌一様
衆議院総務委員長	竹内譲様
参議院総務委員長	宮崎勝様
内閣総理大臣	石破茂様
内閣官房長官	林芳正様
総務大臣	村上誠一郎様
内閣府特命担当大臣	伊東良孝様

(沖縄及び北方対策、消費者及び食品安全、地方創生、アイヌ施策)

横浜市会議長

鈴木太郎

# 特別市の法制化に関する要望

## 1 特別市の法制化の早期実現

現行の指定都市制度は、暫定的な制度として創設されてから68年が経過し、道府県との二重行政や不十分な税制上の措置など、多くの課題を抱えている。

令和6年通常国会での地方自治法改正の議論においても、「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に的確かつ迅速に対処するためには、その前提として、地方公共団体の規模・能力に応じ、適切に権限が配分されている必要があることに鑑み、都道府県から指定都市等への権限移譲を始め、更なる権限移譲を推進すること」が衆参両院で附帯決議された。

377万市民を擁する大都市横浜が、今後も持続可能な行財政運営を行い、日本経済の成長を牽引していくためには、都道府県から指定都市等への権限移譲のみならず、大都市がその能力を十分発揮できる大都市制度の抜本的な改革が必要である。

指定都市が地域の実情に応じた大都市制度を選択できるようにするため、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に基づく特別区設置以外の新たな選択肢として、特別市の法制化を早期に実現すること。

## 2 内閣総理大臣の諮問機関である地方制度調査会における大都市制度改革議論の推進

大都市制度改革について検討がなされた第30次地方制度調査会の答申において、「特別市（仮称）」は、「二重行政」が完全に解消され、今後の大都市地域における高齢化や社会資本の老朽化に備えた効率的・効果的な行政体制の整備に資する点で大きな意義を有する。また、大規模な都市が日本全体の経済発展を支えるため、一元的な行政権限を獲得し、政策選択の自由度が高まるという点にも意義がある」とされた。一方で、さらに検討すべき課題が存在するとし、引き続き検討を進めていく必要があるとされた。

横浜市は、令和4年12月に改訂公表している「横浜特別市大綱」の中で、第30次地方制度調査会答申で示された「さらに検討すべき課題」に対する考え方を提示している。しかし、第30次地方制度調査会以降、地方制度調査会において大都市制度改革の実質的な議論はされていない状況である。

特別市の「さらに検討すべき課題」に対する横浜市の考え方も踏まえ、特別市の法制化に向けて、次期地方制度調査会における大都市制度改革の議論を進めること。

## 大都市制度の比較

制度	特別区 (いわゆる都構想)	指定都市	特別市
構造			
施行	2013年	1956年	—
根拠法	大都市地域における特別区の設置に関する法律	地方自治法	なし

## 「第30次地方制度調査会」で示された「特別市」の意義

- 「二重行政」が完全に解消され、効率的・効果的な行政体制の整備に資する
- 大規模な都市が日本全体の経済発展を支えるため、一元的な行政権限を獲得し、政策選択の自由度が高まる

## 特別市の実現による効果

- 市民にもたらす効果  
『大都市の自立により  
市民サービスの向上と市内経済の活性化を実現』
- 近隣自治体の住民にもたらす効果  
『近隣自治体との連携による持続可能な強い圏域づくり』
- 国民全体・日本にもたらす効果  
『多極分散型社会の実現、日本の成長のエンジンに』